

指定避難所の運営について ～避難生活計画書とは～



令和8年7月4日（土）
藤枝市危機管理センター



藤枝市
Fujieda City

まず最初に

藤枝市の防災体制の基本を確認

自分や家族を守る

自助

- ・家具家電の固定
- ・家の耐震化
- ・ガラス飛散防止
- ・感震ブレーカー設置
- ・必要な物資の準備 など

地域を自分たちで守る

共助

- ・共助の体制づくり
自主防災組織など
- ・近所の助け合い
- ・地域の防災訓練
- ・避難行動の支援
- ・救出救助消火
- ・**避難所運営**など

行政機関の救助や支援

公助

- ・有事に備えた配備体制
- ・防災訓練等の実施
- ・各種計画等の整備

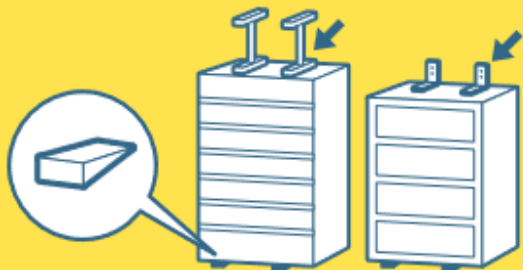
など

3つが成り立っていることが重要

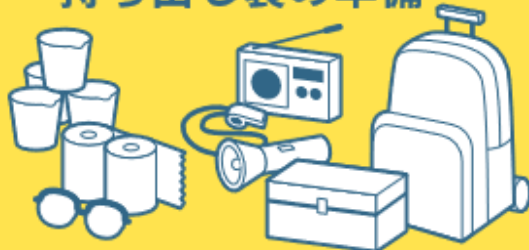
自助あってこそその共助

日頃からの地震の備え

□ 家具の固定



□ 非常用 持ち出し袋の準備



□ 水や食料の備蓄



□ 避難場所や 避難経路の確認



□ 感震ブレーカーの設置



□ 建物の耐震化



自らの命、大切な人の命を守るために、今から準備しておきましょう

内閣府・気象庁「南海トラフ地震 -その時の備え-」

避難生活の基本は『分散避難』

在宅避難の推奨

分散の
検討を!

避難所での生活は大人数での集団生活になります。どれだけ対策を講じてもプライバシーや感染症などの問題が付きまといます。

さらには避難所の受け入れ可能人数にも限りがあるため、なるべく避難所以外での避難生活の検討をお願いします。

自宅



縁故者宅



車中泊



エコノミークラス症候群を
予防するため適度な運動を
心がけましょう。

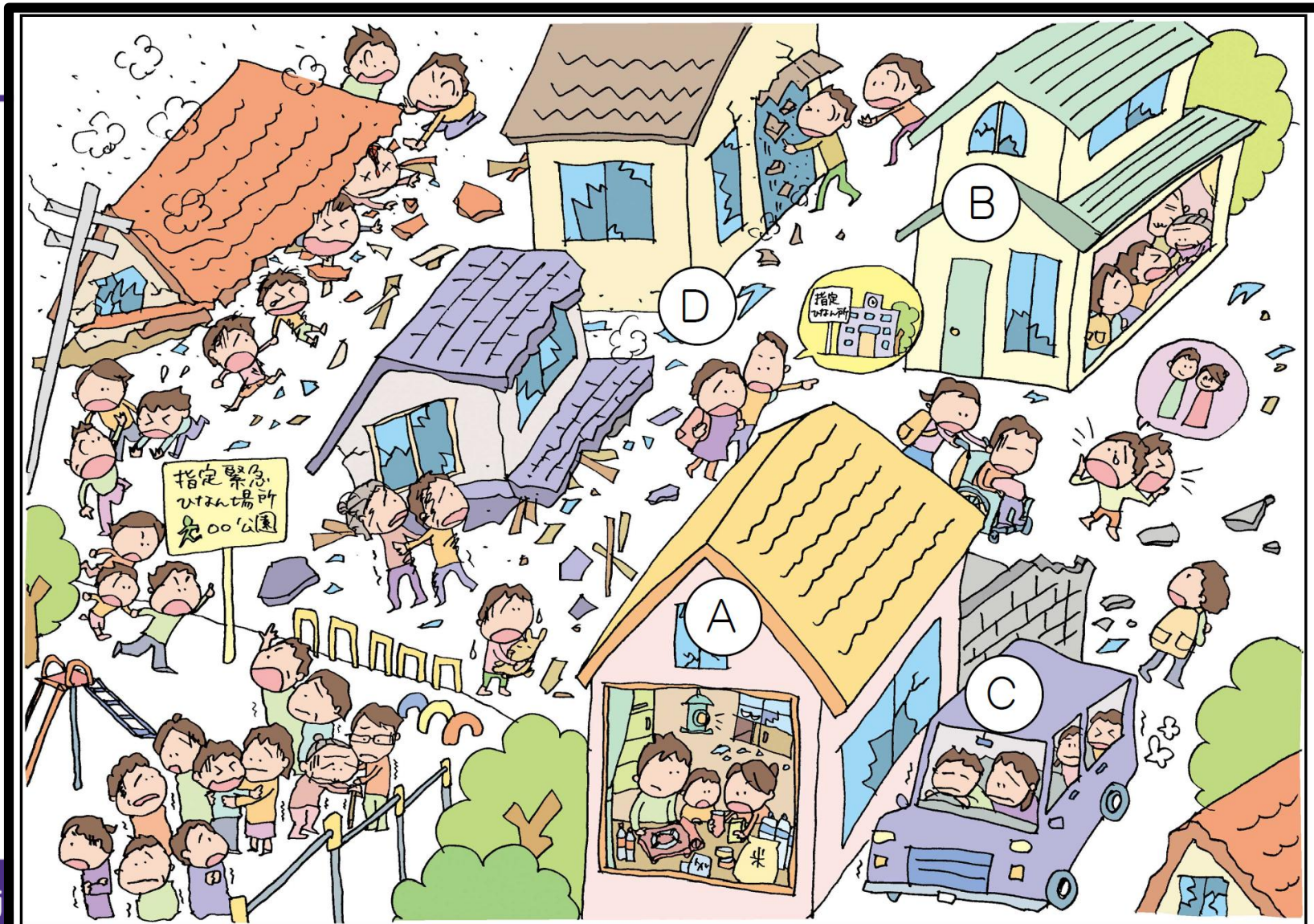
指定避難所以外でも避難先を報告していれば、物資等の受け取りは可能です。

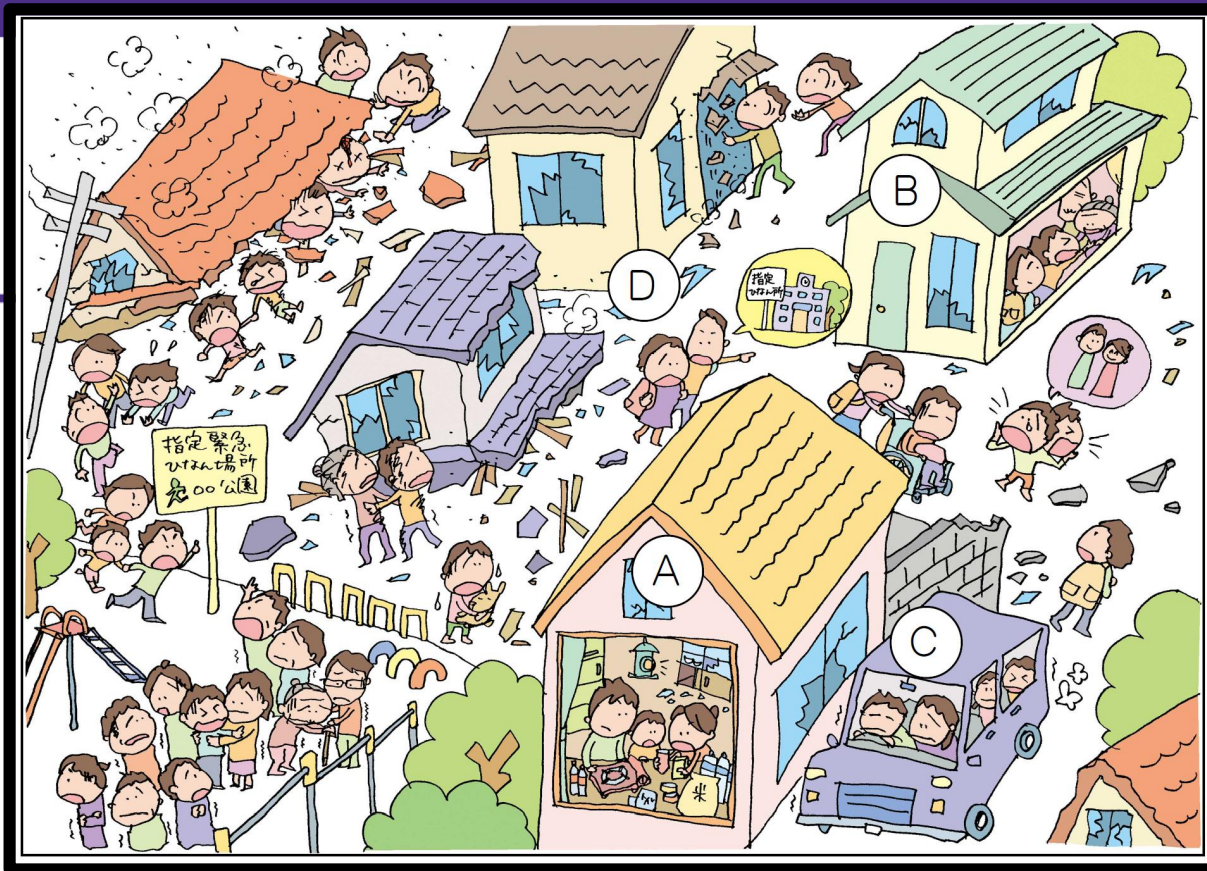
「避難所（指定避難所）」について考えよう

- 「地震が起きたら、まず避難所へ！」は正しい？
- なぜ、避難生活計画書をつくるの？
- 避難所ってどんなイメージ？



まず 発災直後のある街の様子

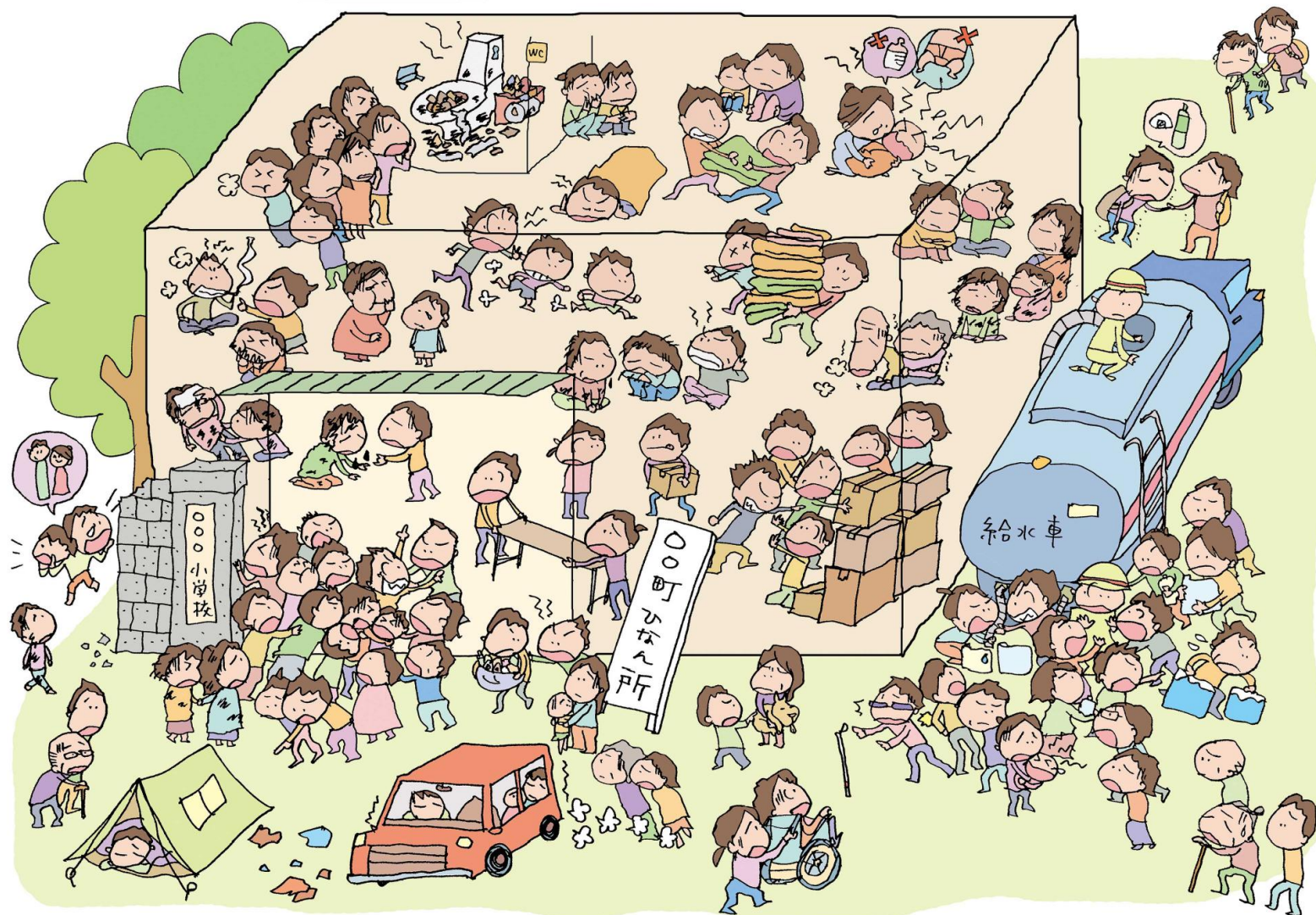




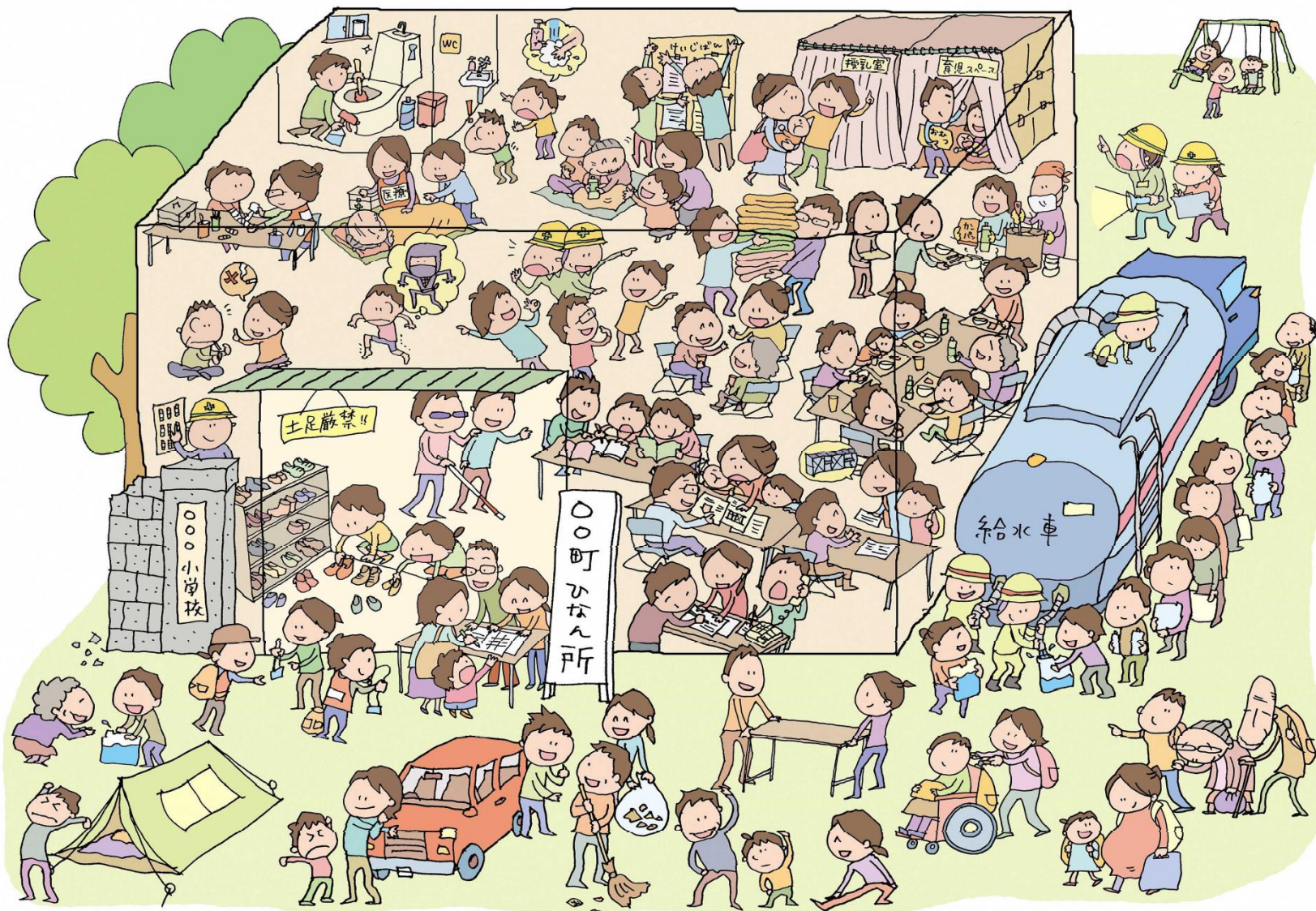
- A : 自宅が耐震化されていて食料や水、トイレの備蓄が十分なため、自宅で生活継続する
- B : 祖父母等のところへ縁故避難する
- C : 車中泊避難する
- D : 家屋が倒壊するなど行き場を失い、避難所へ行く など様々

避難所の様子

① みんながバラバラで自分勝手な避難所

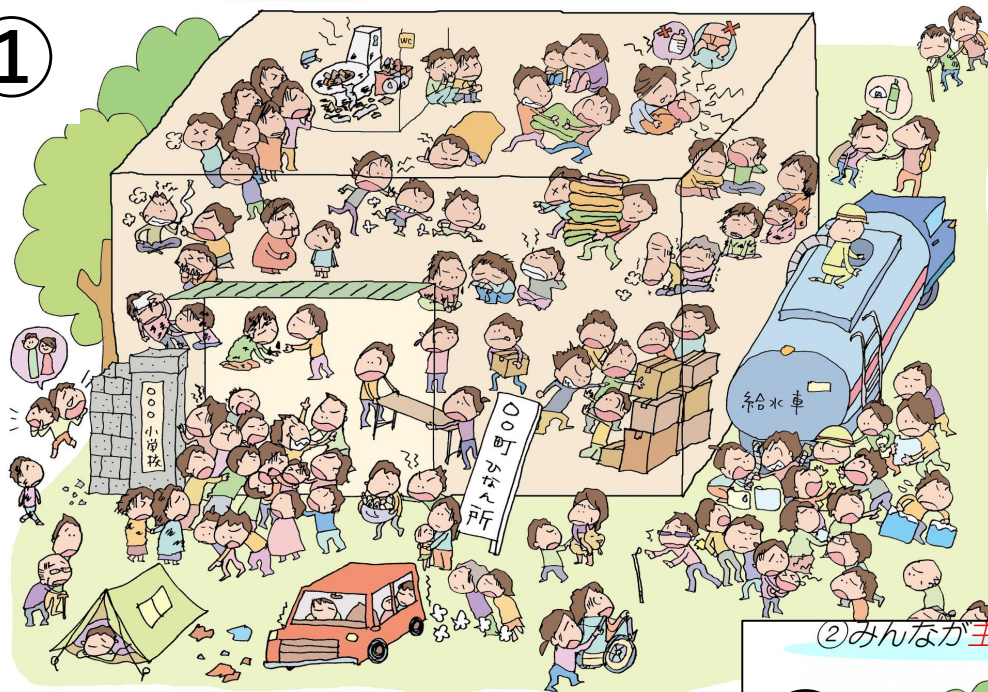


②みんなが主役の避難所



①みんながバラバラで自分勝手な避難所

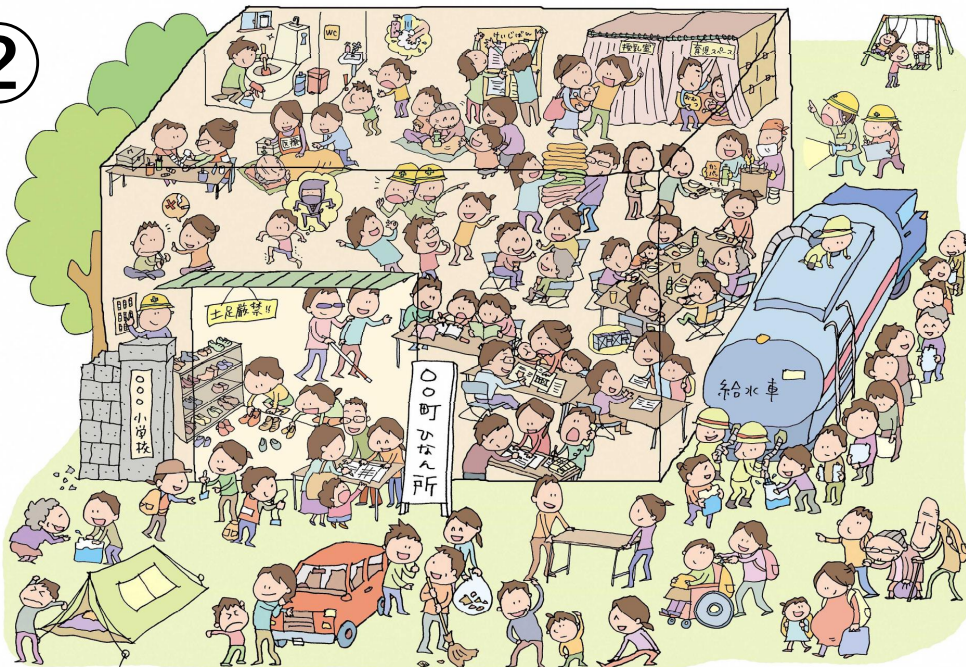
1

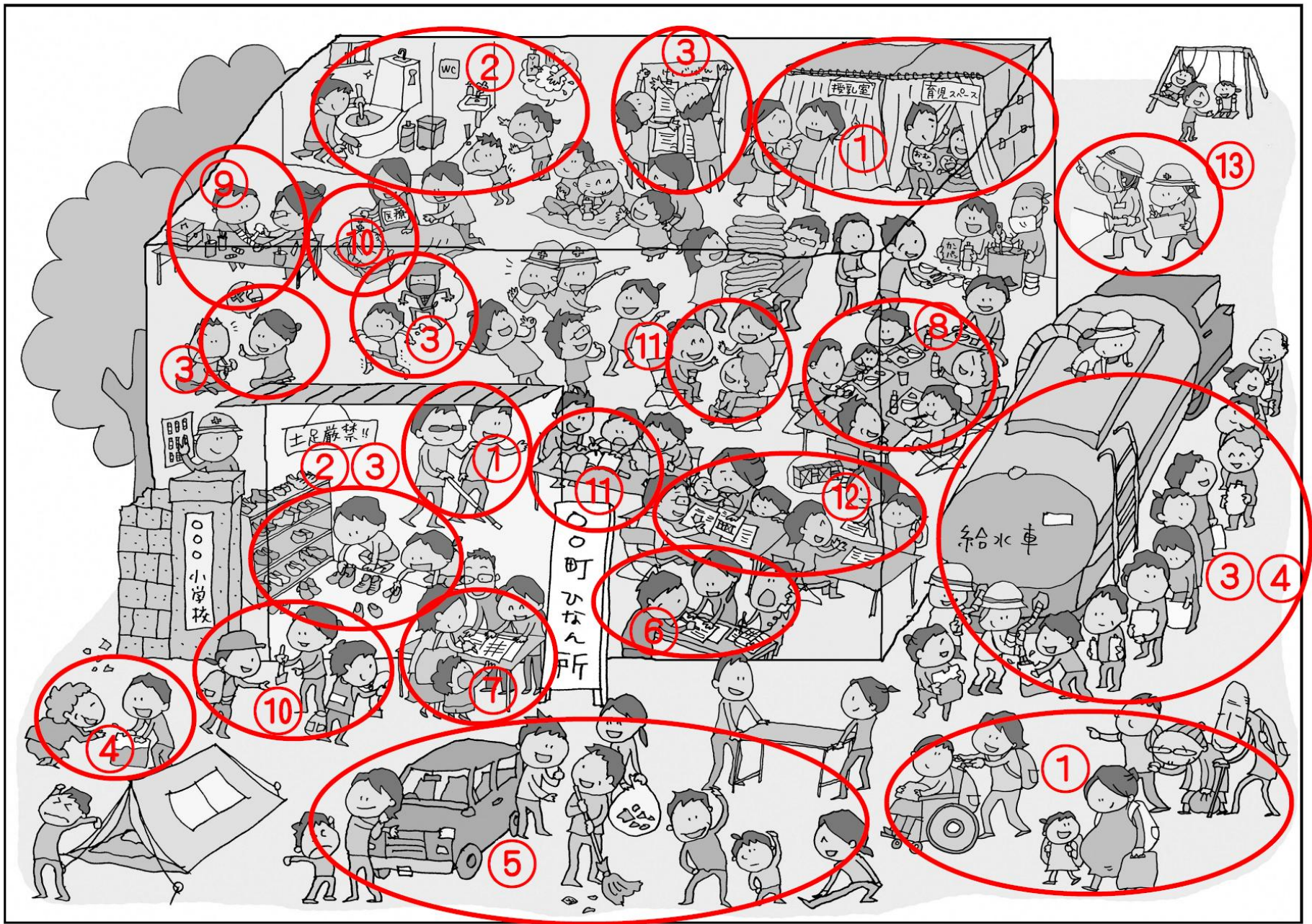


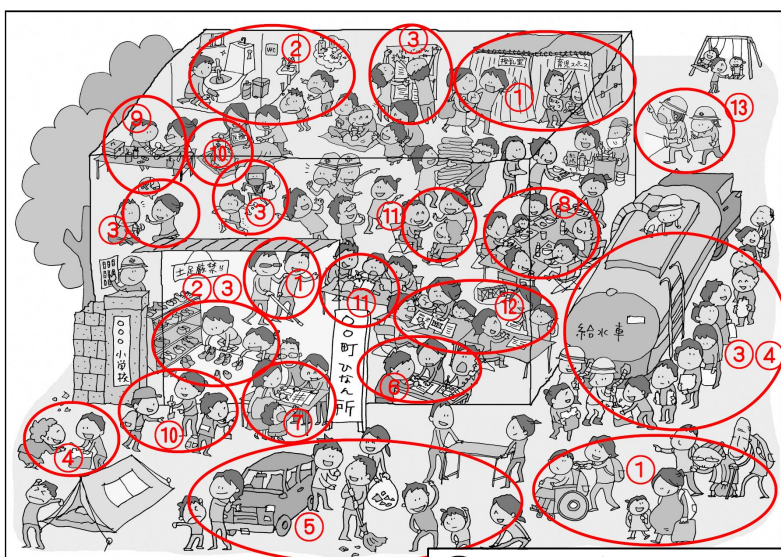
①と②を比べて、
配慮されていることは
何でしょうか？

②みんなが主役の避難所

2







- ① 要配慮者への配慮(高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児など)
- ② 衛生管理(手洗いの徹底、トイレ掃除、土足禁止など)
- ③ 避難所のルール(掲示板、静かに歩く、整理整頓、水の受け取り、禁煙など)
- ④ 地域(避難所外避難者)との連携(水の提供など)
- ⑤ 車中泊者の対応(避難所運営への協力、エコノミークラス症候群の予防など)
- ⑥ 男女共同参画(性別や立場に関係なく様々な方が参画する運営本部)
- ⑦ 避難所利用者の把握(受付の設置など)
- ⑧ 避難所のレイアウト(通路の確保、居室と分けた食事場所など)
- ⑨ 傷病者への対応
- ⑩ ボランティアの受入
- ⑪ 子どもの学習スペース、コミュニティスペースの確保
- ⑫ 相談窓口の設置(生活再建など)
- ⑬ 施設の安全確認、見回り

用語説明

指定緊急避難場所 (命を守るため)

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所で、土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに市町が指定します。(市町によっては「避難地」等と呼ぶ場合があります)

【指定緊急避難場所のイメージ】

- ・対象とする災害に対し、安全な構造である堅牢な建築物(津波避難ビル・津波避難タワー)等
- ・対象とする災害の危険が及ばない学校のグラウンド・駐車場・命山(津波避難マウンド)等



指定避難所 (一定期間生活するため)

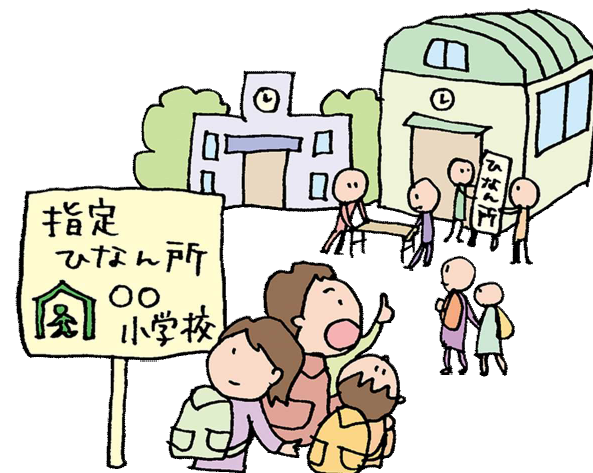
避難をしてきた人々が一定期間滞在(生活)する施設の内、市町が指定した施設で、「指定一般避難所」と「指定福祉避難所」があります。

【指定一般避難所のイメージ】

- 学校、体育館、公民館等の公共施設

【指定福祉避難所のイメージ】

- 社会福祉施設、特別支援学校等の特別な配慮を必要とする方が避難する施設



避難生活計画書は「指定避難所」の運営のための計画

生活支障等 避難者



避難所への避難者 (藤枝市全体)

	1日後	1週間後	1カ月後
避難者数	48,523	64,536	55,753
うち避難所避難者数	29,114	32,268	16,726

(人)

収容可能人数 40,873人

- ※ 1日後 避難所避難者数60% → 阪神・淡路大震災データによる
- ※ 1週間後50%、1ヶ月後30% 避難所避難者数 → 阪神・淡路大震災データ
- + 被害の甚大性・広域性を考慮

能登半島地震における避難所では…



◆ 指定避難所の様子 (2月18日現在)

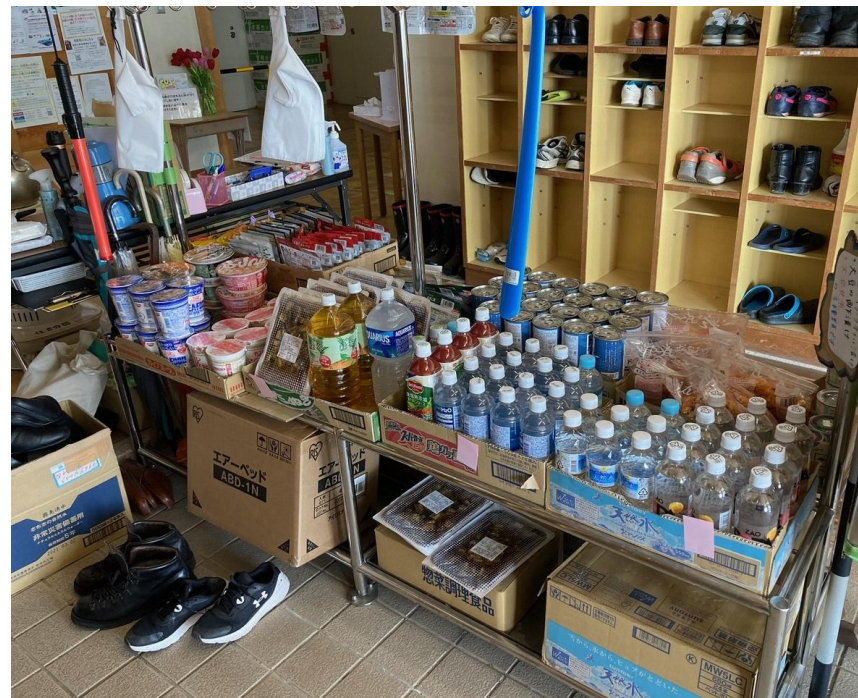


- 場 所 穴水町立 向洋小学校
- 避難者 中居・住吉・比良地区の住民21名
(男性9名、女性12名)
- その他 避難者の減少に伴い、2月25日(日)に閉鎖
体育館が被災し、小学校1階に避難



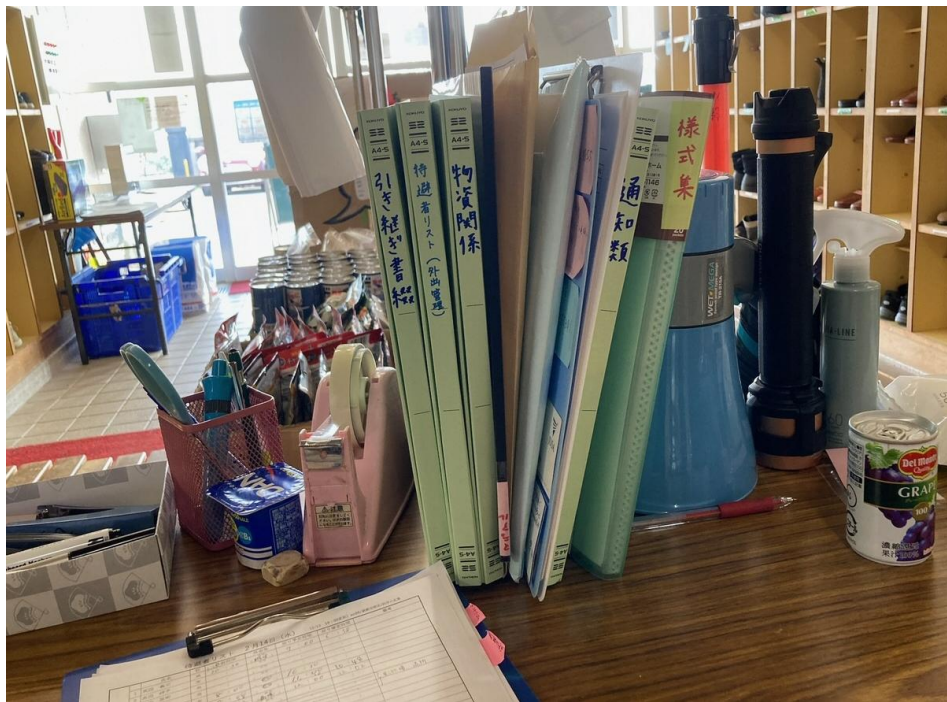
避難所受付の様子

- ・ 避難者の出入り受付、来訪者の管理
- ・ 医療関係者や警察など必要最小限の関係者以外は立ち入り禁止としていた



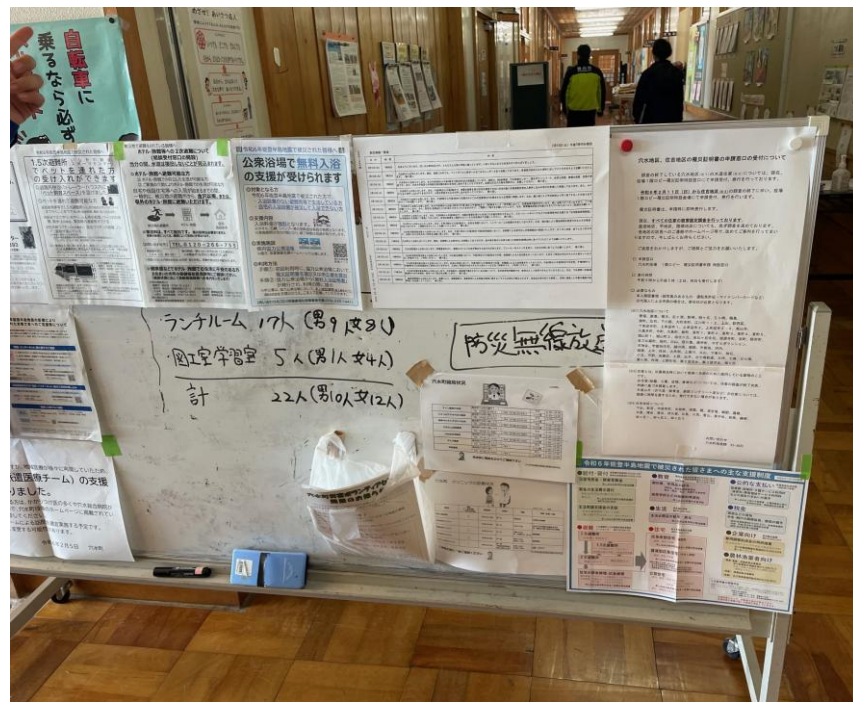
支援物資の一部

- ・ 自宅避難者等が必要なものを受取に来る
- ・ 2月半ば（発災後1か月半時点）では物資は潤沢にある印象



避難所受付の様子

- ・ 避難者の受付や物資の確認
- ・ 職員間の引継ぎ関係書類
- ・ 災害対策本部（穴水町役場）とのやりとり



各種情報を掲示板に貼り出し

- ・ 防災無線、入浴、医療機関、公的支援制度
ペット、ボランティア等の各種情報



生活スペース

- ・ 段ボール間仕切り（騒音、におい、ほこり）
- ・ キャンプグッズの活躍
- ・ 貴重品の管理は自己責任



医療関係者等による健康支援

- ・ 医師、歯科医師、看護師、保健師等
- ・ 感染症対策のため入室は最小限
- ・ 身元のわからない来訪者は基本にお断り

指定避難所の運営は避難者が主体的に

発災直後は行政の対応が追いつかないため、地域住民であらかじめ役割分担とルールを決めておき、避難所をスムーズに開設・運営します。

『避難生活計画書』

指定避難所の運営基本：避難者が主体的に行う

→ みんなで決めたルールだから **「守る」**

避難所運営マニュアルについて

目的：大規模災害発生後に避難所利用者が円滑に避難所運営を行うために必要な事項をまとめたもの

このマニュアルを参考に、地域の特性を踏まえた『避難生活計画書』の作成

～避難生活の手引き～

- ①在宅生活継続が基本
- ②多様な避難者がいて多様な避難生活がある
- ③避難生活には助け合いの「ネットワーク」が必要
- ④避難生活環境の改善が災害関連死の予防に繋がる！

『災害関連死』ってなに？

災害弔慰金の支給対象

当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

その判定は、遺族からの申請に基づき、医師や弁護士などで構成される審査会で判断

審査会は市で設置し判定を行う

「避難生活計画書」

- 市内の指定避難所で作成済 … 学校などの公共施設
- 毎年「避難所運営委員会」を開催し内容を更新
- 地域防災訓練等で「避難所開設・運営訓練」を実施

地域防災指導員 → 運営班の一員になることも

地元の訓練に参加し、ぜひ一度計画書を確認してみてください

